

食品中の
放射性物質対策

食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）
平成23年3月18日～平成24年3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）
平成24年4月1日～平成25年3月31日 278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）
平成25年4月1日～平成26年3月31日 335,860件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）
平成26年4月1日～平成27年3月31日 314,216件、うち基準値超過 565件（0.18%）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等


原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

【原子力災害対策本部】

■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1か月以内の検査結果が、1市町村当たり、3箇所以上、全て基準値以下 等

【原子力災害対策本部】

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

東京電力福島第一原子力発電所の事故直後、平成23年3月17日には、原子力安全委員会の示した指標値を食品中の放射性物質の暫定規制値として設定し、対応が行われてきました。平成24年4月1日からは、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定した基準値に基づき対応が行われています（下巻P70、「食品安全委員会による評価」）。

食品中の放射性物質の検査の結果、基準値を超過した食品があった場合には回収・廃棄が、基準値を超過する食品に地域的な広がり認められる場合には出荷制限が行われています（下巻P86、「基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限」）。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成27年3月31日